

別記

第 3 号様式(第 7 条関係)

住宅取得奨励金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

多古町長



年 月 日付けで申請のあった多古町住宅取得奨励金については、下記のとおり交付決定・却下したので多古町住宅取得奨励金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 決定のとき

奨励金交付決定額 円

2. 却下のとき

理由

注

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。